

# 日本大学における公益通報者保護に関するガイドライン

（平成18年3月20日制定 平成19年4月1日施行  
平成18年4月1日施行 平成22年3月16日改正  
平成19年5月8日改正 平成22年4月1日施行）

学校法人日本大学（以下本大学という）は、公益通報者保護法その他関係法令に従い、公益通報者保護に関するガイドラインを次のとおり定めることにより、教職員等からの法令違反等に関する相談又は通報処理の仕組みを整備し、不正行為等の早期発見と本大学の自浄作用による積極的な是正を図り、本大学の教育、研究、診療等におけるコンプライアンス（法令遵守）運営の強化に資するものとします。

## 1 公益通報者保護法その他関係法令等の遵守

- ① 本大学は、公益通報者保護法その他関係法令等を遵守し、公益通報をしたことを理由として通報者に対し、懲戒処分等による解雇・不利益取扱いを一切いたしません。
- ② 本大学は、通報者が労働者派遣契約に基づく派遣労働者である場合は、当該派遣労働者が公益通報をしたことを理由として、労働者派遣契約の解除あるいは当該派遣労働者の交代など不利益な取扱いを一切いたしません。

## 2 公益通報の定義

公益通報とは、事業者（事業者又はその役員、従業員等）について、法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、そこで働く労働者（公務員を含む）が、不正の目的でなく、保護要件を充足することにより、事業者内部、行政機関又はその他の事業者外部に通報することをいいます（公益通報者保護法第2条、内閣府「公益通報ハンドブック」2頁以下参照）。

## 3 本大学における公益通報処理等の仕組みの整備

本大学内に、教職員等（臨時職員、派遣労働者等を含む）からの公益通報及び相談について、本部総務部内に公益通報受付・相談窓口を設置し、必要に応じて調査を実施し、その結果、是正措置の必要がある場合は、当該措置及び再発防止策の実施を励行いたします。

本大学における通報処理の仕組みについての必要事項は、別に定めるものとします。

#### ① 公益通報受付・相談窓口の設置

- (1) 本部総務部内に公益通報受付・相談窓口を設置することとします。
- (2) 窓口担当者は、公益通報の受付及び相談により知り得た情報を秘密として取り扱い、通報の適正処理に必要な範囲外への秘密保持の徹底を図ります。
- (3) 利益相反関係の排除の観点から、窓口担当者、調査担当者その他通報処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に関与しません。

#### ② 公益通報の受付

- (1) 書面や電子メール等、通報者が通報の到達を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対し、通報を受理した旨を通知します。ただし、匿名通報の場合、あるいは通報者の特定ができない場合にはこの限りではありません。
- (2) 通報を受け付けた場合、調査が必要であるか否かについて、公正、公平かつ誠実に検討し、今後の対応について、通報者に通知するよう努めます。
- (3) 通報受付に当たり、電話専用回線を設ける、個室で面談するなど、通報者の秘密を守るよう十分な配慮をします。

#### ③ 調査の実施

- (1) 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、調査に従事する担当者等から通報者が特定されないよう調査の方法に十分配慮いたします。
- (2) 調査中、調査の進ちよく状況について適宜、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に通知するとともに、調査結果は、可及的速やかに取りまとめ、通報者に対し、その結果を通知するよう努めます。

#### ④ 是正措置の実施

- (1) 調査の結果、法令違反等が判明した場合は、速やかに是正措置及び再発防止策を講じるとともに、必要に応じ、関係者の処分など適切に対応するものとします。また、法令等に定めがあるなど必要に応じて、関係行政機関への報告等を行います。
- (2) 是正措置完了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及び

プライバシー等に配慮しつつ、速やかに通報者に対し、是正結果を通知するよう努めます。

#### ⑤ フォローアップ

- (1) 本大学は、通報処理終了後、法令違反等が再発していないか、是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、通報処理の仕組みを改善すること、新たな是正措置及び再発防止策を講じることとします。
- (2) 本大学は、通報者に対し、通報したことを理由とした不利益取扱いや職場内での嫌がらせが行われていないか等を確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行います。

#### 4 広報・研修等

本大学は、通報処理の仕組みやコンプライアンス（法令遵守）の重要性について、日本大学学報、日本大学広報等による広報を実施し、定期的な研修の実施、説明会の開催等により、教職員、管理者等に対し、十分に周知徹底を図ります。

#### 5 規程等の制定

本大学は、このガイドラインを円滑に実施するため、公益通報者に関する規程、内規、要項等を別に定めることができることとします。

#### 6 所 管

本大学の公益通報者に関する事務所管は総務部とし、公益通報受付・相談窓口は人権相談オフィス（千代田区駿河台一丁目7番3号、医学部附属総合健診センター4階）に置きます。

#### 7 施行日

このガイドラインは、平成22年4月1日から施行します。

以 上